慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	古島敏雄編 日本林野制度の研究
Sub Title	
Author	金丸, 平八
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1956
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.49, No.2 (1956. 2) ,p.162(82)- 164(84)
JaLC DOI	10.14991/001.19560201-0082
Abstract	
Notes	書評及び紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19560201-0082

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評及び紹介

古島敏雄編

『日本林野制度の研究』

農地改革以降、農村の實體を解明する一つの鍵として、「林野」に關する研究が、急速な展開を遂げたことは周知の通りである。このことは、結局、「林野」の意義を、農村に於ける生産關係・社會關係のなかで、謂はば、構造的に把握せんとする努力の現はれとみて差支へないであらう。然し、かゝる努力は、必ずしも、同一の視點・同一の認識方法を約束するとは限らない。それ故、我々も、まづ、この點に關する本書の見解を糺した後、出來得る限り忠實に、その內容を紹介してみたいと思ふ。

本書は、序文に於て、「農地改革の過程で直面し、その後においても各所で見出される暗い側面は、單にその暗さを指摘するためのものとして取上げられるのでなく、暗さをとく鍵を發見するために、その暗さのもつ仕組を明らかにする分析の對象としなければならないと考え……このような觀點から……林野所有が農業生産の遂行に對してもつ意義の共同研究をはじめた」（序文・二～三頁）と、その研究態度を明らかにすると同時に、本書の目的が「農業生産と密接な關係をもつ」（同・三頁）、所謂、部落有林野の「わが國農村においてもつ經濟的・社會的・政治的意義並びにその機能の究明」（本文・三頁）にあることを述べてゐる。

一方、部落有林野の總合的研究が、「農村共同體」の理論と絡みあつて押し進められて來たといふ現實の研究過程から、本書は、豫め「共同體理論」を繞る過去の成果を檢討し、問題の所在を明示することに努めてゐる。「序章」に收められた克明且廣汎―西洋經濟史部門をも含む―な問題史的展望がそれである。從つて、「序章」が、「林野」研究を志す人々にとつて持つ重要性については改めて述べるまでもない。然し、「序章」の意義は、むしろ、そこに紹介された代表的諸見解を通じて、本書の基本的研究方向が示唆されてゐる點にあると思はれる。といふのは、本書は、何れの見解にも與することなく、然も、自からの見解は、敢へて、これを他日に讓つてゐるからである。この意味に於て、「序章」にみられる次の如き批判、即ち、

「第一の見解（星野氏等による―筆者註）は、……改革後の地主制を基本的には、「體制的な耕作地主制」とすることによつて、「地主制の根」を、耕作地主層がその管理權を支配掌握してゐるところの林野・用水の共同體的利用關係に求めるのであり、從つて、こゝでは、耕作地主層と共同體との關係は强調されるが、その上の國家權力と耕作地主層との關係は明らかにされていない。

第二の見解（栗原氏）が戰後の農村共同體を帝國主義によるファッショ的再編成として把えてゐるのは……農村あるいは農民を支配している權力との關連で共同體を考察しようという意味において、その限りでは第一の見解の缺陷をついたものといわねばならない。

第三の見解（井上氏等を含む―筆者註）では、改革後の地主制の理論構造をくみたてるための一構成要素として共同體の問題が對象とされたにすぎないのであつて……（三三～三四頁）」といふ言葉は十分に吟味さるべきであらう。

次で、第一章は、我が國の山林政策を、入會地整理に重點を置きつゝ歷史的に敍述してゐる。こゝでは、「日本の山林政策が資本主義の初期以降、一貫して國有林行政を根幹として展開され、絕對主義官僚の手による資源培養政策として强力に推進されそれに終始した」（三七頁）結果、日本林業に於ける資本主義的進化の法則の貫徹がゆがめられた點を强く指摘してゐる（四〇頁）。それ故、「正常な資本主義國では……まだ林業の農業に對する關係が考慮されている」（四三頁）にも拘らず、我が國では、「半封建的土地所有制度を强固なものとする一つの締め金」（四三頁）として現はれてゐるのである。然らば、「事實上地主支配の物質的支柱として變質をとげてきている」（四四頁）部落有林野は、何如なる過程を經て「圍込」まれて行つたのであらうか。この場合、二つの緯經を想定することが出來る。その一つは、國有林・御料林の形成を契機とするものであつて、具體的には、「軍需材・建設材など長大材の需要增大と他方における採取林業の未發達にもとづく木材缺乏」を「起動力」とする（六七頁）「明治十一―十四年の官林の保有に擴大の方針が明確化」（四七頁）された時に始まり、國有林野特別經營事業、一期施業計畫（御料林）の開始――何れも、明治四二年――を頂點とするものである。この間、嘗つて「滅茶苦茶な收奪」（五三頁）の對象となつた部落有林野乃至入會權は、「名實兩つながら奪取せらるる姿」（六八頁）を呈するに至つた。他方、漸く盛んとなつた「圍込」反對運動も、森林法（明治三〇年）・國有土地森林原野下戻法（明治三二年）・御料地及立木竹下付規定（明治三三年）等の、硬軟兩樣に亙る僞瞞的諸政策によつて沈默を餘儀なくされたのである。加之、大正四年三月に行はれた「國有林野上に入會權なし」との判決は、遂に、農民から入會權に關する一切の希望を翦除してしまつた。

更に、「明治初年以降とられてきた民有林野に對する資源培養政策と地方自治制の確立によつて天皇制官僚機構を强化しようという政策とが合流して實施に移された部落有林野の統一」は、「民有入會地を大量に消滅」せしめた（八八頁）。それは、森林法改正（明治四〇・四四年）及び、森林治水事業に便乘した、所謂「公有林野整理開發政策」によつて强引に押し進められて行つた。この事業は、昭和一四年の森林法改正に伴ひ終焉をつげたのであるが、その間、事業の進捗狀況に幾つかの變化を印しつゝ、結果的には、約二四〇萬町歩の整理統一を完成したのである（一〇四頁）。この事實を、所要の落葉・そだまき等の採取に當り、自己所有以外の採草地若くは山林を利用する農家が、現在も尙、決して少くない（一頁）狀況と考へ併せるとき、民有入會地＝部落有林野の喪失が、農民＝特に小農民に與へた影響の重大さは想像に難くない。特に、部落有林野の解消＝地主的山林所有を惹起せしめたとするならば、部落有林野の持つ意義は、誠に重大であるといはなければならない。本書は、この點をも見落すことなく詳細に解說してゐる。

然らば、部落有林野とは、如何なる歷史性を具へ、如何なる內容を持つ林野なのであらうか。これが、第二章に於ける本書の課題である。この爲に、本書は、部落有林野を、法律的・政策系譜的・地

域的に檢討した後、「部落有林野の所有、あるいは利用に結びついた生産の内容を反映した意味での地代」（一四二頁）を「指標」として、現在に於ける部落有林野の類型化を行つてゐる（一四三頁以下）。この結果は

(1) 共同體的部落有林野
(2) 地主的、農民的部落有林野
(3) 資産的部落有林野
(4) 經營的共有林

の四種に集約され（一四四頁）、その各々について前述した意味での地代の發生・實現の形態が追究されてゐる。勿論、著者自身が、「一應の類型化」と述べてゐる通り、かゝる分類の仕方乃至内容の把握に幾多の問題が殘されてゐることはいふまでもない。それにも拘らず、こゝに示された部落有林野理解の方法は、高く評價さるべきである。特に、部落有林野の分解を取扱つた第三章と共に、我々は、本書によつて、林野研究が、一つの新しい段階に突入したことを、十分に感知することが出來る。

尚、本書の卷末に附された參考文獻も、研究の手引として、更には亦、本書構成の基礎資料として、看過し得ない意義を有してゐることを附記する。

（金丸　平八）

『封建社會の農村構造』

今井林太郎
八木哲治　著

一九五五年は日本經濟史に關し極めて多産の年であつたが、神戸大學の今井、八木兩氏によつて著された『封建社會の農村構造』はその棹尾をかざるにふさわしい好著であつた。日本における封建社會の成立、發展、解體に關する研究は、「封建制」の位置づけをめぐつて幾多の所論を生み、論爭を惹き起しつつある。しかしながら、そこに見出される主張や議論は、豐富な史料の驅使と、その論理的な體系化なくしては、全く机上の空論に終る場合が多いのである。我が國における經濟史研究の科學的分析が開始されたのは比較的淺い歷史しか有していないし、又前提たる史料の發掘、利用が諸々の事情から決して十分とは言えない現狀においてはその樣な事情は已むを得ざる過渡的現象であるとも言える。個別的研究が地方的考察にとどまる限り、又、論理的考察が十分な實證的過程を持たざる限り、それが科學としての歷史學にランクされるにはなお距離を有するのである。かくして我々は一方において個別的研究の貫徹による地方性の揚棄と、他方においては論理的考察の「假說」から「理論」への展開を要求される。ややもすれば背離せんとする歷史學研究におけるこの二つの途は共に必要條件であつて、何れに偏する事も許されず、又輕重を測る事も許されないのである。そして又、今日ほどそう言つた歷史研究の根本的態度が省みられねばならぬ時もなかつたと考えられる。この樣な學界の一般的な空氣の内に世に問われた本書は如何なる意義を有するのか、以下私見を述べたい。

本書の成立については、はしがきによつてそれが既に數年前に成稿されていた事が述べられている。從つてこの數年間における諸研究の成果が、反映されていない事は已むを得ざる事であつたとは言え、殘念でもあつた。しかし、その樣な事情は本書の内容についていささかも批判さるべき點ではない。ただ讀者としては本書を繙くに當つてまず念頭に置く必要があろう。

この研究の内容を概括すれば、所謂「攝津型農村」と言われる畿内先進地帶の攝津國武庫川下流地域、就中武庫郡上瓦林村を中心とした地域の近世における歷史を、社會的には農民層の構成、經濟的には一豪農の農業經營を樞軸としつつ述べられている。中心となるのはこの二點を究明された第一篇及び第二篇であろうが、これらの中核と關連する宮座の問題、綿油業の發展、治水及び用水利用の問題を取扱われた第三乃至第六篇も亦それぞれ重要な課題を含んでいる。何れの篇においても豐富な史料（中心となるのは上瓦林村の舊庄屋岡本家文書）によつて裏付けられた緻密な分析が示されているが本稿においてはこの内、主力とみられる前二篇に重點を置き論ずることとする。

まず第一篇は「近畿農村の階層構成とその分化」と題され、主として上瓦林村における農民層の構成を享保期を境とする前期後期の兩期について考察し、兩期における差異を導き出されている。兩氏による結論は次の如く要約する事ができよう。前期における農民層の構成は、近世初頭の檢地において屋敷地の所持者として登錄された初期本百姓＝夫役負擔農民、この場合役人層を中核としている。役人はすべて高持であるが高持の中には非役人たる庄屋、隱居、柄在家等が含まれている。それ故、この樣な農民層構成は持高と言う經濟的條件を背後に十分條件として持つてはいるが、決定的には夫役を負擔するか否かの社會的身分として存在した。そして彼等は本家筋の者であるということ、即ち家格を有するという點において特徴的である。しかしこの樣な身分別は、相互間における轉位を藏しながら次第に變化して行く。たとえば延寶年間における隱居の變質――これはそれまでの相續形態における諸子分割制から長子單獨制への變化を意味するものであつた――にみられる高持隱居の役人化、元祿――享保期に漸く激化した農民持高の移動にもとづく持高と身分との乖離と、それへの對應とみられる身分の再編成は、變化の中心的な過程であつた。そして寶永期には役が土地と附着され賣買される樣になり、「持高の多寡だけが役人身分の決定の基準となり、もはや役人は役儀を負擔する本家格の家柄を表す概念から完全に脱して、嚴密に持高を基準にして定められる近世的な階層別を表す概念となつた」（五九頁）。そしてここに持高の有無（或いは大小）による階層構成が出現した。しかしこの樣にして生じた近世的な階層は、その後固定化して行く。それぞれの身分の者が土地賣買を通じて實質的には身分と不均衡な經濟的内容を備えるに至つても、身分間の交流は遮斷され、その事はやがて階層間の精神的な疎隔ともなつた。他方、後期における經濟的な階層分化の進行はかなり激しく、たとえば享保――寶曆期には農村の經濟的衰退は中農層に深刻な打擊を與うることとなつた。この經濟的衰退は主として購入肥料